

訴 状

平成25年9月12日

大阪地方裁判所 堺支部 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 尾 崎 博 彦
外5名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

貸衣装契約解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

ちょう用印紙額 金 13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

株式会社レンタルブティックひろは、消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の解約金条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該解約金条項を使用した貸衣装契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該解約金条項が記載された契約書用紙は全て破棄してください。

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第1項ないし第3項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、平成19年8月23日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受け、同25年8月22日認定の更新を受けた適格消費者団体である。
- (2) 被告は、結婚式用の衣装等の賃貸を業とする株式会社である。

2 被告の貸衣装契約と解約金条項

- (1) 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、結婚式用の貸衣装契約（以下「本件契約」という）を締結している。

被告が消費者との間で本件契約を締結するに際して、消費者に対して交付する被告作成の書面（以下、「本件書面」という）には、「ご契約のお取り消しについて」「お客様の御都合で万が一お取り消しになる場合は次の取り消し料を申し受けます。」との記載（不動文字の印刷）があり、本件契約締結後、消費者の都合により中途解約がなされる場合には、被告が、

当該消費者から、解約の申し入れがあった時期により、下記の解約金を徴収することが定められている（以下、「本件解約金条項」という）。

記

消費者からの解約申入時期	解約金の額
① 契約日～挙式日30日前まで	契約金額の30%
② 挙式日29日前～同10日前まで	同40%
③ 挙式日9日前～同2日前まで	同50%
④ 挙式前日	同80%
⑤ 挙式当日	全額(契約金額の100%)

(2) 被告は、本件解約金条項に基づき、本件契約締結後に解約を申し入れた消費者に対し、解約がなされた時期に応じて算出（契約金額の30%～100%）される解約金を徴収する（契約締結時に徴収した契約代金の内金を相殺処理する方法により徴収することが多い）という運用を現に行い、今後も同じ運用をなすものと思われる。

原告は、本件解約金条項のうち、少なくとも①（消費者からの解約申し入れ時期が、契約日から挙式日30日前迄になされた場合に、契約金額の30%の金員を解約金として、消費者から徴収するという条項。以下、「本件解約金条項①」という）については、消費者契約法第9条1号により無効であるといえることから、同法第12条3項に基づき、被告の本件解約金条項①を含む消費者契約たる本件契約の申込み又は承諾の意思表示の差止等を求めるものである。

3 本件解約金条項①が消費者契約法第9条1号により無効であること。

(1) 本件解約金条項①は、被告が本件契約を締結するに際して消費者に対して交付される本件書面に記載されており、消費者側の都合による解約に当たっては、この記載に従った解約金の徴収が行われることから、消費者契約である本件契約に含まれている。

(2) また、本件解約金条項①は、本件契約が消費者の都合により解約される際に、被告が、当該消費者から「取り消し料」として解約金を徴収することができる金員について定めるものである。

よって、その法的性質は、消費者契約法第9条1号で定める「消費者契

約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当する。

- (3) 同法第9条1号は、「…これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」については、「当該超える部分」について無効とすると定めている。

本件解約金条項①は、本件契約締結日以後、当該契約の目的である衣装が着用（使用）される結婚式の30日前まで（本件書面では「ご契約日～挙式日30日前迄」との記載がある）の期間において、消費者の都合により解約がなされる場合には、一律に、契約金額の30%の金額を消費者から損害賠償又は違約金として徴収するという内容となっている。

一般に結婚式用の貸衣装契約は、実際の挙式日よりも相当程度以前に締結されることが多く、本件契約についても契約日から挙式日までの期間が1年を超える場合も少なくないと思われる。

例えば、平成25年1月1日に、翌年である平成26年6月1日に挙行される結婚式で使用する本件契約が金50万円で締結されたと仮定する。

この場合、

- (i) 契約締結当日（平成25年1月1日）に消費者が解約を申し入れた場合
- (ii) 結婚式の行われる日の30日前の日である平成26年5月1日に消費者が解約を申し入れた場合（契約締結後約1年4ヵ月後に解約申し入れがなされた場合）

いずれの場合も、解約をした消費者が被告に対して支払わなければならない解約金の額は、同じ契約金額50万円の30%である金15万円となる。

- (4) 本件解約金条項①による解約金を消費者から徴収することの根拠として被告が考える主な事情は以下の2点であると推測される。

①中途解約が生じた場合における当該商品（解約となった契約の対象である衣装のこと）の再契約の可能性が困難又は不可能になること。

消費者からの申出による解約は、被告にとって「当該商品を当該挙式日及びその前後一定期間（納品準備及びクリーニングのために要する期間。

1週間程度と思われる)に利用する」機会が喪失し、解約にかかる契約代金を受け取ることができなくなることを意味する(当該商品が一点物である場合。同一の商品が複数ある場合は別論)。

この場合、被告は、かかる機会の喪失を回復して解約された契約代金を全額受け取ることができるようにするため「当該商品を当該挙式日及びその前後一定期間に利用する」という内容の契約を別の顧客と締結する必要がある。

しかし、それは著しく困難又は不可能であり、結局、解約にかかる契約代金全額を受け取ることができなくなるという「損害」が生じるので、解約金を徴収する必要がある。

②長期間拘束により顧客獲得機会を喪失すること。

本件契約を締結すると、被告は、契約日から挙式日までの間、「当該商品を、挙式日及びその前後一定期間において、他の顧客に貸し出す」という内容の契約を締結することができなくなる(当該商品が一点物である場合。同一の商品が複数ある場合は別論)。

換言すれば、本件契約を締結すると、契約日から挙式日までの間において、別の顧客から、「当該商品を当該契約で定められた挙式日及びその前後一定期間に借り受けたい」という申込みがあったとしても、被告はこれを断らなければならないことになる。

ところが、本件契約締結後、消費者の都合による解約が生じると、当該商品について契約締結後、解約までの間に、同内容の契約の申込みがあった場合にこれを断ってきたことが結局は無駄になってしまい、「顧客獲得機会の喪失」という損害が発生する(契約日から解約日までの期間が長ければ長いほど、「顧客獲得機会の喪失」の可能性も大きくなる)ので、解約金を徴収する必要がある。

以上①、②について以下検討する。

(5) まず、①について、本件契約が途中で解約された場合、被告は、当該商品を当該挙式日及びその前後一定期間において他の顧客に貸し出すという契約を締結することができるようになる。

したがって、被告は、解約時以降、別の顧客に対する営業活動を行うこ

とによって、当該商品を解約された契約における挙式日及びその前後一定期間において貸し出すという内容の新たな契約を締結することが可能となり、これによって「損害」を回復することが十分に可能である。

ただ、解約が挙式日とあまりに近接した時期になされる場合には、解約日と挙式日までの期間が短いので、新たな契約を締結することが著しく困難になることがあり得ないとはいえない。

この点、原告としては、少なくとも、解約が挙式日から遡って3ヵ月を超える時点以前になされた場合には、解約日から挙式日まで3ヵ月以上の期間があるわけだから、この間に、別の顧客に対する営業活動を行うことによって、当該商品を当初の挙式日及びその前後一定期間に別の顧客に貸し出すという内容の新たな契約を締結することが十分に可能と考える。

したがって、少なくとも、解約が挙式日から遡って3ヵ月を超える時点においてなされた場合には、当該商品を、当該挙式日及びその前後一定期間の時点において利用する契約を他の顧客と締結することができなかつたとしても、かかる事情を損害と評価することは妥当ではなく、被告の営業努力によって埋め合わせをすべきものであって、中途解約を行った消費者から本件解約金を徴収することによって埋め合わすべき性質のものではないと考えられる。

(6) 上記②について。

被告を含めた貸衣装業者は、結婚式用の貸衣装契約については、挙式日から相当長期間遡った時点において契約を締結させることが多い。

このように、挙式日から長期間遡った時点で契約をさせることが多い理由は、「貸衣装は全ていわゆる一点物であり、(同じ商品を同一挙式日に複数の顧客に対して提供することができないことから)挙式日から長期間遡った時点で、つまり、早めに契約をしないと、他の顧客に取られてしまう」などと勧誘して、早期に契約を締結し、早期の売上を獲得しようという被告を含めた事業者側の利益があるからである。

つまり、結婚式用の貸衣装契約において、契約日から挙式日までの間が長期間にわたることが多いことの原因は、専ら、被告を含めた貸衣装業者側の都合によるものであることは明らかである。

このように、契約日から挙式日まで長期間顧客を拘束させる理由が専ら事業者側の都合によるものであることから、その長期間において「顧客獲得可能性の喪失」が生じるのは、事業者側が挙式日から相当長期間遡った時点において早期の契約締結をすることによる早期売上の獲得の反射的効果に過ぎず、到底「損害」に値するものとはいえない。

挙式日から相当長期間遡った時点において契約をすることは、消費者にとっては契約日から挙式日までの長期間、契約に拘束されるという不利益、挙式日より長期間遡った時点で契約を締結しなければならないという不利益を負担することを意味し、何らのメリットも存在しない。

他方で、契約日から挙式日までの間の被告の負担としては「挙式当日に当該商品を貸与すること及びそのための事前準備（これは貸衣装契約では事業者の本来的債務であり当然負担すべきものである）を行うこと」を除くとほとんどない（旅行やパーティの予約のように事前準備や段取等は考えられない）ことからしても、「長期間の拘束」はもっぱら事業者にとってのメリットでしかない。

さらにいえば、挙式日よりも相当長期間遡った時点で契約を締結させることは、契約日から契約履行日（＝挙式日）までの間も長期間にわたることとなり、この長期間において顧客側において様々な事情の変更や心境の変化が生じ、当該顧客が解約を申し入れなければならない事情が発生する可能性も当然大きくなる。

つまり、被告を含めた貸衣装業者が、結婚式用の貸衣装契約を挙式日から長期間遡った時点で契約を締結させること自体が、中途解約の可能性を高めているという事情が存するのである。

このように、早期に契約を締結させることが、専ら被告を含めた貸衣装業者の利益のためであることから、挙式日と契約日の間に長期間が存在し、この間に消費者の都合による解約の申し入れがあり、契約日から解約日までの間に同内容の申込みを断っていたとしても、それは、「顧客獲得機会の喪失」などと評価すべきではなく、被告を含めた貸衣装業者が自らの利益のために早期に契約をしたことに当然に伴うリスクである。

(7) 以上より、少なくとも、挙式日から遡って3ヵ月を超える時点において

消費者の都合により本件契約が解約されたとしても、被告には何らの損害も発生しないといえる。

本件解約金条項①は、消費者からの解約が「契約日～挙式日30日前までの期間」になされた場合において、一律に契約金額の30%の解約金を徴収するものである。

そして、本件解約金条項①が、挙式日から遡って3ヵ月を超える時点における解約の場合に適用されるときは、事業者である被告には何らの損害も発生していないにもかかわらず、消費者に契約金額の30%に相当する額の違約金または損害賠償を負担させることを意味する。

これは、消費者契約法第9条1号の「…消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」がゼロであるにもかかわらず、消費者に契約金額の30%相当額を負担させるものであるから、同法同条同号の「当該超える部分」は契約金額の30%全額となり、本件解約金条項全部が無効となる。

なお、本件解約金条項①は、「契約日～挙式日30日前まで 契約金額の30%」と規定されており、「解約が挙式日から遡って3ヵ月以内の時点においてなされた場合」と、「解約が挙式日から遡って3ヵ月を超える時点においてなされた場合」と区別して規定がなされていない。

したがって、本件解約金条項①全体を、消費者契約法第9条1号により無効として差し止める必要がある。

- 4 以上より、本件解約金条項①は、消費者契約法第9条1号に反して無効であり、同法第12条3項により、同条項を含む意思表示が停止されるべきである。

また、かかる無効な解約金条項による意思表示の停止、予防のためには、さらに以下の措置が必要である。

- ① 被告は、本件解約金条項①が記載された契約書用紙等の書面を破棄すること。
- ② 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布すること。

記

株式会社レンタルブティックひろは、消費者との間で結婚式用貸衣装契約を締結するに際しては、別紙契約目録記載の本件解約金条項を含む意思表示を行いませんので、株式会社レンタルブティックひろが本件解約金条項を使用した契約を行うための事務は一切行わないようにするとともに、当該解約金条項が記載された契約書用紙等の書面は全て破棄して下さい。

- 5 原告は、被告に対して、平成25年8月8日、消費者契約法第41条1項に基づき、本件解約金条項①は消費者契約法第9条1号に違反するものであるから、消費者との間で本件貸衣装契約を締結するに際し、この解約金条項①を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形等の書面を破棄すること、及びこれらを従業員らに周知させ、解約金条項についての意思表示を行わないように指示することを書面にて請求し、この書面は、平成25年8月9日に被告に到達した。

上記書面が被告に送達した日の翌日(平成25年8月10日)から起算して1週間の期間は経過した。

- 6 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、消費者との本件貸衣装契約を締結するに際し、請求の趣旨第1項の内容を含む意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書を破棄すること及びこれらを被告の従業員に対し指示することなどを求めて本訴に及んだ次第である。

- 7 本訴提起までの原告・被告間の交渉の経緯～原告の改訂の約束とその不履行

(1) 被告は、主に大阪府南部に営業所を複数保有する規模の事業者であるが、本件契約の解約に関する消費者からの苦情(本件解約金条項①の適用による処理に関する苦情)が、大阪府内の消費生活センターに複数寄せられていた。

(2) 原告は、平成22年3月29日以降、消費者利益の保護を図るため、被告に対し、本件解約金条項①や本件契約の解約に関連する事項についての是正処置を求めるべく、問い合わせや申し入れをなし、当時の被告代理人弁護士と協議を重ね、最終的に、被告から、本件解約金条項を以下のとお

り改訂する旨の回答（約束）を得たことから、原告は、平成23年1月に被告との協議を終了した。

なお、原告は、被告が約した下記改訂内容が、消費者契約法により無効とならない有効・妥当なものと承認をしたものではない。

記

(被告が原告に約した改訂内容)

- 1 契約日から8日以内に解約をした顧客からは、解約金を徴収しない。
- 2 挙式日から遡って10ヶ月を超える日以前に解約をした顧客からは、解約金を徴収しない。
- 3 契約日から9日以降で、かつ、挙式日から遡って10ヵ月以内に契約を解約した顧客からは、以下のとおり解約金を徴収する。

① 挙式日当日の解約

→契約金額の100%の解約金を徴収する。

② 挙式日前日の解約

→契約金額の80%の解約金を徴収する。

③ 挙式日2日前から9日前までの解約

→契約金額の50%の解約金を徴収する。

④ 挙式日10日前から29日前までの解約

→契約金額の40%の解約金を徴収する。

⑤ 挙式日30日前から10ヶ月前までの解約

→契約金額の30%の解約金を徴収する。

(3) しかし、その後も、被告が本件解約金条項を用いて解約金を請求される顧客からの苦情が消費生活センターへ報告されていたことから、被告が確約した上記改訂が本当になされているのかなどを含めた点について確認をすべく、原告は、被告に対して問い合わせをした。

しかしながら、これに対して、被告からは、要領を得た回答はなく、被告は約束どおりの条項の改訂を行わず、従前通りの解約処理をしていることが明らかとなった。

(4) 以上より、原告は、被告に対して、再度、本書を以て、少なくとも約束どおりの条項の改訂を求めたいと考えているので、本訴請求とは別途、こ

の点を付言するものである。

以 上

添 付 書 類

- 1 訴訟委任状 1通
- 2 資格証明書 各1通
- 3 適格消費者団体消費者団体として認定をした旨の通知書の写し 1通

(別紙)

当 事 者 目 録

〒540-0033

大阪府中央区石町一丁目1番1号 天満橋千代田ビル

原 告 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

代表者理事 榎 彰 徳

〒530-0047

大阪府北区西天満4丁目1番5号 若松町センタービル4階

尾崎法律事務所(送達場所)

原告訴訟代理人 弁 護 士 尾 崎 博 彦

TEL06-6316-8855 FAX06-6316-8850

〒530-0047

大阪府北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル405

上原綜合法律事務所

同 弁 護 士 忠 政 貴 之

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋2丁目4番4号 公洋ビル7階

はるか法律事務所

同 弁 護 士 五 條 操

〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目5番13号 北浜平和ビル4階

弁護士法人 松尾・中村・上法律事務所

同 弁 護 士 松 尾 善 紀

〒550-0002

大阪府西区江戸堀1-17-14 肥後橋SSKビル4階

江戸堀綜合法律事務所

同 弁 護 士 赤 松 純 子

〒604-8175

京都市中京区室町通御池下ル円福寺町342番1号

VOICE 21ビル2階

二之宮義人法律事務所

同 弁 護 士 二 之 宮 義 人

〒590-0077

堺市堺区中瓦町一丁目1番17号

被 告 株式会社レンタルブティックひろ

代表者 代表取締役 山 口 朋 宏

(別紙)

契約条項目録

被告と顧客とのあいだで締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約（以下「本件貸衣装契約」という）における消費者の都合による解約（以下「取り消し」と言う）の場合の「取り消し料」を申し受ける旨の約款

記

- ① 契約日～挙式日30日前までの間の取り消し 契約金額の30%

以 上